

令和3年度 生活保護情報専用ダイヤル等に寄せられた情報状況

市では、生活保護制度の適正かつ厳正な運営を図るため

「生活保護情報専用ダイヤル」を設置しています。

- ・「ご近所の方が生活に困っている」
- ・「生活保護を受給しているにもかかわらず、給与などの収入を市に届け出していない」
- ・「車やバイクに市の許可を得ず乗っている」

などの情報をお寄せください。

令和3年度中にいただいた情報は、下表のとおりです。

○種類別情報件数

1.受付方法別の集計

No.	受付方法	件数
①	「専用ダイヤル」の電話に入ったもの	61
②	来所のうえ窓口で受け付けたもの	15
③	「市ホームページ」にメール送信されたもの	29
④	「専用ダイヤル」にメール送信されたもの	4
⑤	市の投書箱に投函されたもの	0
⑥	封書などにより郵送されたもの	3
合計		112

※受付方法別 112 件のうち、対象者が特定できた情報は 70 件でした

2.情報内容別の集計

No.	情報内容	件数
①	収入や資産がある	38
②	日常生活が乱れている	17
③	生活・居住実態が不明である	17
④	車両を保有・使用している	9
⑤	借金や詐病が疑われる	12
⑥	世帯構成が疑われる	13
⑦	保護制度等への意見・支援が必要な方がいるなど	7
⑧	その他	25
合計		138

※1件の情報提供が複数の内容にわたる場合は、それぞれに集計しています

3.対応別の集計

No.	対応状況	件数
①	ケース-カーが嚴重に指導した	23
②	調査継続中	3
③	不正が見受けられないなど	14
④	保護を廃止した	8
⑤	文書指導・指示等を行った	2
⑥	受給者ではなかった	20
合計		70

○提供された情報の取り扱い

提供情報をもとに調査を行い、情報内容が確認出来ました場合は、生活保護法に基づき適正に対処します。情報提供された方の個人情報は厳守させていただきます。

なお、調査結果については、個人情報保護の観点からお知らせできませんのでご了承ください。

○生活保護情報専用ダイヤル

- 通報先：門真市役所 保健福祉部 保護課 給付グループ 適正化担当
- 専用電話：06-6902-6601
- FAX 番号：06-6902-6244
- 専用メールアドレス：seiho@city.kadoma.osaka.jp

○問合せ先

保護課 給付グループ：☎06-6902-6124